

令和 4 年度

神 栖 市 水 道 事 業 会 計 予 算

令和4年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)
第 1 条 令和4年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	34,596 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,782,886 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	26,802 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	1,489,970 千円

(収益的収入及び支出)
第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2,950,530 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,653,195 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	297,335 千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,845,547 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,781,497 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	63,050 千円
第 3 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)
第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 653,017 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115,060 千円、過年度分損益勘定留保資金 537,957 千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,089,435 千円
第 1 項 企 業 債	499,000 千円
第 2 項 出 資 金	361,175 千円
第 3 項 負 担 金	29,260 千円
第 4 項 国 庫 支 出 金	200,000 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,742,452 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,489,970 千円
第 2 項 資 産 購 入 費	11,887 千円
第 3 項 償 還 金	240,595 千円

(債務負担行為)
第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金徴収業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	770,000 千円
定期水質検査業務委託	令和5年度	5,536 千円

(企業債)
第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	499,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)
第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 110,046 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,905 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,261 千円と定める。

令和4年3月2日提出

茨城県神栖市長 石田 進